

申述人 A ○ ○ ○

上 申 書

平成25年 月 日

○ ○ 家庭裁判所 御中

申述人A代理人 弁護士 ○ ○ ○ ○

申述人Aが相続の開始を知った日につき、以下のとおり上申致します。

申述人Aは、被相続人Bの母親ですが、申述人Aと被相続人Bの父親であるDとは平成10年○月○日に離婚しており、離婚する数年前から申述人Aは被相続人Bと同居しておらず、被相続人Bが亡くなるころにはあまり連絡も取っておりませんでした。その間申述人Aは被相続人Bに借金があることは生前聞かされておりませんでしたし、また、被相続人Bが生前に破産申立をしていることは知っていましたので、まさか再度借入れができるとは考えておりませんでした。

そして、被相続人Bが平成24年3月16日に亡くなり、申述人Aは、葬儀の際にも借金があることについては全く聞かされておりませんでした。

そうしたところ、平成25年7月15日に被相続人Bとその配偶者Cが住んでいた家に、債権者から被相続人B宛に手紙が届き、この時に初めて被相続人Bの配偶者Cは、被相続人Bが借金をしていることを知りました。そこで、被相続人Bの配偶者Cが被相続人Bの借金について調査したところ、被相続人Bには、少なくとも400万円程の借金が存在することが判明しました。

そのため、平成25年7月24日に被相続人Bの配偶者Cは、申述人A宛に電話をし、被相続人Bの借金等について伝えました。

以上より、申述人Aは、平成25年7月24日の電話連絡により初めて被相続人Bの借金の存在を知りましたので、申述人Aが被相続人Bの相続財産の存在を初めて知った日は、平成25年7月24日となります。

以上